

石川県アレルギー疾患対策推進計画＜概要＞

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

- アレルギー疾患は国民の二人に一人が罹患していると言われており、中には急激な症状の悪化を繰り返したり、重症化により死に至ったりするものがあり、職場、学校等のあらゆる場面で日常生活に多大な影響を及ぼしている。
- 平成27年12月に「アレルギー疾患対策基本法」が施行、平成29年3月には「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」が策定され、本県においてもアレルギー疾患対策を総合的に進めるために本計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- アレルギー疾患対策基本法第13条に基づく都道府県計画

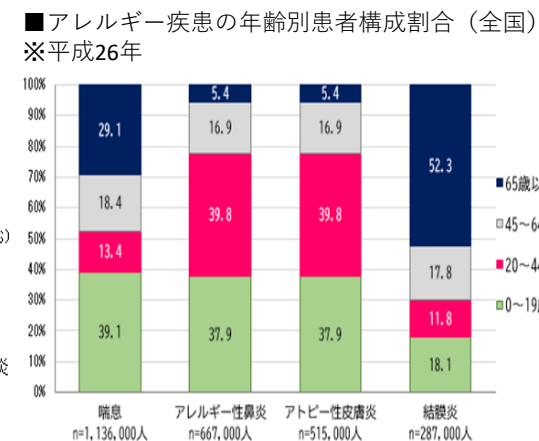
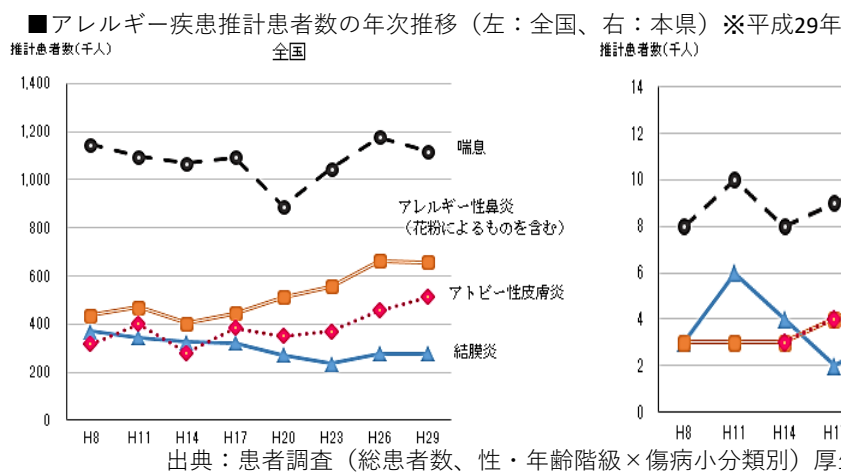
3 計画の期間

- 計画期間は令和4～5年度までの2年間

※本計画でのアレルギー疾患とは、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー、その他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であって政令で定めるものを指す。（アレルギー疾患対策基本法第2条の定義に基づく）

第2章 アレルギー疾患の現状と課題

- 全国、本県におけるアレルギー疾患患者数は増加傾向にある。
- 全国的に、全体として0～19歳の若年者に患者が多い傾向にある。
- 県内10万人あたりのアレルギー専門医数をみると、地域間での差が見られる。



<課題1>アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減

- 誤った情報による病状の悪化を繰り返さないための適切な情報の取得
- 生活環境に多く存在するアレルゲンの軽減・回避

<課題2>アレルギー疾患医療提供体制の整備と医療の質の向上

- 居住する地域に関わらず適切な治療を受けられる医療提供体制の整備
- 医療従事者の人材育成等

<課題3>アレルギー疾患患者等を支援するための環境づくり

- 学校や職場等の関係者の資質向上
- 緊急時に備えた医療機関や消防機関等との連携体制の整備
- 災害の備えに関する情報提供、アレルギー疾患に配慮した食料の備蓄等

第3章 アレルギー疾患対策推進のための施策

1 アレルギー疾患に関する知識の普及および発症・重症化予防

(1)アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及

- 県ホームページ等における情報発信
- 一般県民向け講習会等の実施による普及啓発

(2)生活環境の改善

- 大気環境における対策
- 花粉症対策
- アレルギー物質を含む食品適正表示の徹底
- たばこ対策、受動喫煙防止対策

2 アレルギー疾患医療提供体制の確保

(1)アレルギー疾患医療を提供する体制の整備

- アレルギー疾患医療拠点病院の整備
- アレルギー疾患医療における連携体制の構築

(2)専門的な知識や技能を有する医療従事者の育成

- 医療従事者向けの人材育成研修

3 アレルギー疾患患者等を支援するための環境づくり

(1)アレルギー疾患患者を支援する人材育成

- 保健師等を対象とした人材育成
- 保育所、学校等の教職員等を対象とした研修機会の確保

(2)アレルギー疾患患者を支援するための連携協力体制の確保

- 関係機関との連携協力体制の確保
- 相談体制の整備

(3)災害時の対応

- 災害に備えた取り組みの周知

第4章 アレルギー疾患対策の推進体制

- 石川県アレルギー疾患医療連絡協議会を設置し、診療連携体制の在り方の検討や、情報提供、人材育成等の施策の企画・立案、事業の評価、その他アレルギー疾患対策について協議していく。